

入湯税の用途について

入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とする地方税です。

令和元年度の入湯税は、主に農業集落排水事業及び観光振興事業へ充当されています。

令和元年度入湯税収入額 6,660千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳						備考
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
							入湯税	その他	
環境衛生施設の整備	農業集落排水事業	31,404				10,552	5,295	15,557	
	小計	31,404				10,552	5,295	15,557	
鉱泉源の保護管理施設									
	小計								
消防施設等の整備									
	小計								
観光施設の整備									
	小計								
観光振興 (観光施設の整備除く)	観光協会に対する補助金	3,711					939	2,772	
	温泉の日助成金	1,685					426	1,259	
	小計	5,396					1,365	4,031	
合計		36,800				10,552	6,660	19,588	

※ 一般財源の割合で、入湯税収入を按分しています。